

令和2年度低生産量新規化学物質の製造・輸入申出に係る日程について（お知らせ）

令和2年9月30日

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第5条第4項に規定する低生産量新規化学物質の製造・輸入の確認を受けようとする方は、以下の日程表に記載する期間中に申出を行ってください。判定を受けた年度に依らず、どの期間も全ての方法による申出（オンラインによる電子申出、郵送による光ディスク申出、郵送による書面申出）を受け付けております。

1. 日程表

	低生産量新規化学物質製造・輸入申出書の受付期間	
第1回	オンライン	2020/3/2（月）～3/10（火）
	郵送（光ディスク）	2020/3/2（月）～3/6（金）
	郵送（書面）	
第2回	2020/4/17（金）～4/23（木）	
第3回	2020/5/18（月）～5/22（金）	
第4回	2020/6/15（月）～6/19（金）	
第5回	2020/7/13（月）～7/17（金）	
第6回	2020/9/14（月）～9/18（金）	
第7回	2020/10/13（火）～10/19（月）	
第8回	2020/11/11（水）～11/17（火）	
第9回	2020/12/15（火）～12/21（月）	

第10回	2021/1/15（金）～ 1/21（木）
第11回	2021/2/10（水）～ 2/17（水）

※1 第1回については、オンラインと郵送で受付期間が異なりますのでご注意ください。

※2 令和元年度は8月にも申出を受け付けておりましたが、申出件数が比較的少ないこと等から、令和2年度は8月に申出の受付を行いません。なお、低生産量新規化学物質に該当する旨の判定を受けた後に申出しようとする場合に、7月の届出日に限り、新規化学物質の製造・輸入届出書（様式第1）、低生産量新規化学物質の審査の特例申出書（様式第11）と併せて、低生産量新規化学物質製造・輸入申出書（様式第12）の提出を受け付けますので、御留意ください。

※3 令和2年度における申出は、第11回の受付期間までとなりますので、十分ご注意ください。

- (1) 新たに電子申出を開始する場合には、申出を予定している期間の前月1日まで（1日が休日、および祝日の場合は、翌営業日まで）に「申出者確認コード（7桁のパスワード）」が記載された電子情報処理組織使用開始申出書（様式第15）を提出し、「申出者コード（5桁のID）」の付与を受ける必要があります。当該申出者コードと申出者確認コードは少量新規化学物質と共通です。
- (2) 既に申出者コードと申出者確認コードを入手されている事業者は、令和2年3月以降も引き続き、同じコードを使用することができます。
- (3) 電子での申出については、電子証明書の添付は不要です。
- (4) 光ディスクによる申出及び書面による申出につきましては、簡易書留または書留での郵送（申出期間内に必着）をお願いいたします。

確認・不確認通知書は、受付期間終了から概ね1カ月後の発送を予定しています。なお、確認通知書に記載された日付以前の製造・輸入はできませんのでご注意ください。

2. 参考資料

低生産量新規化学物質の申出の際には、「低生産量新規化学物質の申出手続について」をご覧ください。

3. 問い合わせ先

御不明な点等につきましては、以下にお問合せください。

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

(電話) 03-5253-1111 (内線 2427)、(FAX) 03-3593-8913

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

(電話) 03-3501-0605、(FAX) 03-3501-2084

環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

(電話) 03-5521-8253、(FAX) 03-3581-3370

独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) 化学物質管理センター安全審査課

(電話) 03-3481-1812、(FAX) 03-3481-1950